

2023年5月1日

安田 秀子 様

石狩湾岸の風力発電を考える石狩市民の会

共同代表 糟谷奈保子 柿崎敦子

連絡先 電話 08045057907

私たちは石狩湾岸で進む大規模な風力発電や乱立する小型風力発電の建設が引き起こす問題を考え活動している市民団体です。

大規模化する風力発電は、洋上においては高さ 270m、一事業で 250 基という計画まで出されています。陸上、洋上問わず大規模な開発行為を伴う風力発電の建設、稼働がもたらす自然環境、生態系への影響は短期間の調査によって予測できるものではなく、従って適切な対策を取ることは出来ません。豊かな自然の上に成り立つ農業、漁業などの一次産業への影響も懸念されています。また、石狩市の大好きな魅力であり、国内外問わず貴重な観光資源になっている自然景観が大きく損なわれることになります。さらに、低周波音・超低周波音が人間の健康にもたらす影響については、稼働している各地で問題になっているにもかかわらず、政府は「耳に聞こえない音による影響はない」という非科学的な態度をとっているため被害の実態を把握していません。

北海道の豊かな自然と景観、基幹産業と地域の住民の暮らしを犠牲にし、北海道で使い切れない程の電力をあって本州の大消費地に供給しようという構造が明らかになりつつあります。これは「再エネ推進」に名を借りた中央による地方の搾取、「再エネ植民地化」にほかなりません。「CO₂削減」、「脱炭素社会」という大義名分のために、北海道の豊かな自然と地域の暮らし、産業が破壊されることは許されるのか？貴重な観光資源でもある北海道の自然景観を失っても構わないのか？

私たちの会の活動の目的は、このことを広く北海道民の方に訴えることです。

つきましては、5月に行われる石狩市長選挙に立候補される安田秀子様に、以下の質問にお答えいただくようお願い申し上げます。

(質問1) エネルギー政策は国の根幹にかかわるものです。風力発電と再生可能エネルギーについて質問します。お考えに近いもの（複数可）を選んでください。

- ① 再生可能エネルギーとしての風力発電の導入は、積極的に行うべきだ。
- ② 風力発電の導入に関して、環境負荷や住民合意をみながら、慎重に行うべきだ。
- ③ 風力発電の導入に関して、日本という狭い国土や風況を考えると、別の再生可能エネルギーに

力をいれるべきだ。

- ④ 再生可能エネルギーよりも、原子力発電により安定した電源を確保するべきだ。
- ⑤ 再生可能エネルギーよりも、火力発電により安定した電源を確保するべきだ。
- ⑥ その他 ()

選択回答：②③⑥

選択した回答の理由を教えてください。

・③：陸上風発に関しては、現在計画に上がっている単機 4,000～6,000kW クラスは、騒音・低周波音の影響範囲が広いため、健康影響の視点からは人口密度の高い日本において立地場所はない。②：洋上風発に関しては、単機 10,000kW クラスの計画が主流になってきており、景観・健康影響を回避するためには、少なくとも、当然ヨーロッパで採用されている離岸距離が必要になり、浮体式を採用すべき。洋上風発は規模が大きく、海の生態系ばかりでなく、気象・海象にも影響を及ぼすので、広い観点から、住民も参加し、慎重に検討が必要。

以下⑥：

・GX や 4 月に札幌で開催された G7 気候・エネルギー・環境大臣会合のコミュニケに記載されているとおり、第 1 に「省エネ」を押し進めることが最重要。マスコミも含め、誰も言わないのはどうしてなのか？ 大変疑問に思っている。北海道では住宅の高断熱化（特に窓）を進め、暖房のためのエネルギー消費を減らすべき。国が今年度 2800 億円の助成金を用意しているので、国民は活用すべき。石狩市内では 9 事業者がこの仕組みにエントリーしているので、大いに地元業者を活用するべきと思う（工事費の半額補助）。また、日本のエネルギー消費はヨーロッパの 1.4 倍ほど。デジタル化、IT 化により電力消費はさらに増加する。その「便利」、本当に必要？ と、生活を見直すことも必要と考える。

・再エネについて

- ① 水力発電の導入の検討を：森林面積の広いスエーデンやカナダでは水力発電の導入割合が高い。日本においては、既設の多目的ダムに発電機能を付加する余地はあると思う。また、ごくローカルに、地産地活のエネルギー原として小水力発電の検討も必要。
 - ② 正しい木質バイオマス発電の導入：ごくローカルに電熱両方の供給ができる形で。森林面積の広い北海道で適切な規模で、森林資源を育てながら循環の仕組みを構築。
- ・平行して二酸化炭素吸収源である森林を都市部に再生（都市緑化）。現在の地球は、ヒトによる開発で森林（自然）が減少、同時に生物多様性損失の危機にあり、自力回復は不可能な状態。早急に開発してしまった都市部での自然回復を、全世界で行うべき。これにより、二酸化炭素吸収源を増やすと同時に（脱炭素対策）、生物多様性保全対策とが一石二鳥。

（質問 2）風力発電を導入する場合、環境アセスメントの手続きにより、環境負荷を低減した開発が求められます。現在の環境アセスメントは事業者が自主的に行うもので、行政は助言するだけ、市民は意見を述べるだけで、強制力はない制度となっています。アセスメントについて、質問します。もっとも近いものを選んでください。

- ① 現状のアセスメントには全く問題がなく、特に見直しは必要ない。
- ② 現状のアセスメントは手続きに時間がかかる。もっと簡略化するべきだ。
- ③ 現状のアセスメントでは十分に環境に配慮したものと言えない、見直しが必要だ。
- ④ その他 ()

選択回答：③④

選択した回答の理由を教えてください。

・理由：単なる手続き法だと道職員も語るほど、意味をなさない、実効性のないものになっている。アセスメントの目的も含め正しい倫理観をもって、アセス法の制度設計の根本的な見直しが必要。評価基準が不適切。事業中止の決定もできるようにすべき。評価自体を第3者が行うべき。評価書の内容に誤りがあるても修正されず確定されることが多々あるのが実態。アセスの各段階での環境省による確認及び、住民への説明会は必須。事後調査報告についても説明会を開催、専門家による評価、意見公募が必要。実際に稼働後、どのような影響が出るか、事前に正しい予測は不可能なので、貴重な事業検証の機会になる。このプロセスなしに、国土狭小・高密度人口の日本における風発導入の適切なやり方を見出すことは不可能。

(質問3) 低周波音による人体への影響については、風力発電施設に限らず、道路交通の騒音やエコキュートの騒音などが、以前から指摘されています。例えば、「低周波音被害について医学的な調査・研究と十分な規制基準を求める意見書」(2013年12月 日本弁護士連合会)があります。低周波音による人体への影響についてもっとも近いものを選んでください。

- ① 低周波音の人体への影響の評価等に問題があるという認識はない。
- ② 低周波音の人体への影響についてはむしろ過剰な面もあるため、もっと緩和するべきだ。
- ③ 低周波音の人体への影響については、十分に調査が行われていないという認識だ、調査や見直しも必要だ。
- ④ その他 ()

選択回答：③

選択した回答の理由を教えてください。

・③：環境アセスの騒音・超低周波音に関する事後調査が適切・適正に実施され、情報の蓄積が必要。さらに、風力発電施設からの低周波音による健康影響の調査が行われ、知見の集積が必要と思われる。石狩市は目下、風発施設による人体実験場であるので、中立な研究者による長期にわたる疫学調査と音測定が行われることが望ましい。秋田県等、日本における既設風発周辺での疫学調査も必要。

しかし、現状でも消費者庁によるヒートポンプ式給湯器(エコキュート等)室外機からの低周波音による健康被害調査、西名阪自動車道高架道路からの低周波音による健康被害調査、環境省による「心身に関わる苦情に関する参考値」が示されており、低周波音による健康影響は把握できている。これらの知見を活用した評価の導入は可能。環境省による「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」(2017年)はこれらの知見を反映したものではなく、この見直しが

必要。

(質問4) 風力発電施設が鳥類など自然環境に影響を与えるという指摘があります。もっとも近いものを選んでください。

- ① 鳥類など自然環境に対する現行の対策・基準は全く問題がなく、特に見直しは考えていない。
- ② 鳥類など自然環境に対する現行の対策・基準は厳しすぎる。もっと緩和するべきだ。
- ③ 鳥類など自然環境に対する現行の対策・基準は十分に自然環境に配慮したものと言えない、見直しが必要だ。
- ④ その他 ()

選択回答：③④

選択した回答の理由を教えてください。

- ・最近は、生態系の食物ピラミッドの底辺を支える昆虫等の小さな生き物への影響も甚大であるとの研究報告が出てきており、北海道環境影響評価審議会委員に昆虫の専門家が加わった。事業者によるいわばインセクトストライクに関する調査は実施されていない現状にあり、早急に調査方法と評価法を確立する必要があると考える。
- ・洋上風力発電事業については、海洋の生態系の調査・評価が、手法が確立していないことを理由に、実施しなくてもよいことになっており、これも大問題。こちらも早急に調査・評価法を確立することを求める。本来なら、調査・評価法が確立してから洋上風発事業を進めるべきであり、日本におけるその場しのぎの事業推進体質を露呈している。海洋を含め国土の荒廃が危惧される。
- ・最近、環境アセス評価書が確定した道内の風発事業においては、希少猛禽類チュウヒの営巣木が近くにあり、さらにチュウヒや絶滅危惧種・天然記念物オジロワシの飛翔ルートを回避しない風車配置となっており、いかに現行のアセスが自然環境への配慮に欠けたものであるかを示している。このことは、本年4月に（公財）日本自然保護協会から発表された「大型陸上風力発電計画の自然環境影響レポート 真に持続可能な再生可能エネルギー推進のために生物多様性保全を重視した事業計画の立案を」においても示されており、最近5年間の風発事業267件のアセス図書の解析を行い、4割以上が原生林に近い森林を、2割が天然記念物で絶滅危惧種であるイヌワシの生息域を事業実施想定区域に含めていることを明らかにしている。
- ・2023年からの生物多様性国家戦略において、再生可能エネルギー事業推進にあたり、生物多様性の損失（自然環境破壊）とトレードオフになつてはならないと釘刺しをしており、いかにこれまでの再生可能エネルギー事業の進め方が本末転倒の実態であったかを示している。

(質問5) 風力発電施設の景観への影響について、現状に課題があるという指摘があります。もっとも近いものを選んでください。

- ① 現状の景観に関する基準は全く問題がなく、特に見直しは考えていない。
- ② 現状の景観に関する基準は厳しすぎる。もっと緩和するべきだ。

- ③ 現状の景観に関する基準は十分に住民や観光に配慮したものと言えない、見直しが必要だ。
- ④ 風力発電では景観に関する問題があるため、別の再生可能エネルギーに力をいれるべきだ。
- ⑤ その他

選択回答：③④

選択した回答の理由を教えてください。

・理由：現在の環境アセスにおいて、景観の評価は主に「鉄塔の見え方」を参考にした仰角とフォトモンタージュによる方法がとられている。巨大なブレードが回転する風力発電施設について、早急に評価基準を作るべきと考える。1本の塔が立っているのではないので、いつまでも「鉄塔の見え方」を参考にするわけにはいかない。しかし、これまでの経産大臣により確定した評価書については、仰角が大きく見え方に問題があつても、景観について問題ありとはなっておらず、景観評価は無視されていると考えてよい。景観に配慮していたら、日本国内には立地する場所はなくなるので、あえて無視していると思われる。この現状に対して「おかしい」という声を住民は上げなければならない。

(質問6) 洋上風力発電については、離岸距離が近すぎて健康影響が懸念されるだけではなく、景観や石狩湾の自然環境を破壊し、沿岸漁業や住民生活への影響も懸念されています。石狩湾は、「生物多様性保全の観点から重要度の高い海域（沿岸域）」に指定されています。野生生物にとつても、漁業資源にとっても重要な海域に間違ひありません。海洋生物への影響の予測をしなくとも、強引に進めてられてしまう風力発電事業に疑問を感じています。このことについて、どうお考えですか？

・全く同感。国が主導して進めている一般海域での洋上風力発電事業において、促進区域の条件の中に、海洋生物への影響配慮や周辺住民への健康影響・景観配慮の項目が、そもそもない。自然環境・生活環境などの環境配慮なしに促進区域が決まるという、とんでも無い状況。気候危機対策として二酸化炭素の排出のない発電をするために洋上風発事業を進めようとしているが、沿岸域の海洋生物が産卵・生育する場所の環境破壊をしながら進めるのが日本の実態。質問4の回答にすでに記載したが、2023年から始動した「生物多様性国家戦略」では、再生可能エネルギーの推進は生物多様性の損失とトレードオフになつてはならないと謳っている。ヒトの活動により生じた気候危機も生物多様性損失も、もはや地球による自己回復は無理な状況にある。地球上に生かされている全人類は、地球全体を俯瞰する倫理観を持つ必要がある。

(質問7) 石狩市は「石狩市風力発電ゾーニング計画書」を策定しています。このゾーニング計画書は平成29年・30年の2年にわたり、環境省の委託事業として5700万円の補助金を受けて、専門家・市民・行政の協力のもと、「ゾーニング手法検討委員会」、3つの「作業部会」で協議して案をまとめ、パブリックコメントを募集し、「石狩市環境審議会」で審議をし、いくつの市民参加手続きを経て策定されました。その結果、導入可能エリアの面積は陸域・洋上ともに0km²でまとめられました。

1) 石狩市（行政）は一般海域の洋上風力発電の促進区域に手挙げをしました。これは、市民参

加手続きをないがしろにするものだと思いますが、どのようにお考えですか？

・その通りだと思います。新聞報道によれば、手挙げの理由は石狩市の商工会議所の要望を受けたとあり、一部の声を重視する姿勢は大問題。国や経済界は、洋上風発事業により経済をまわそうという動きになっているが、その進め方は独善的であり受け入れられない。石狩市が希望する促進区域の延長、離岸距離を考えると、石狩市のどこからでも巨大風車を 365 日、目にする生活を強いられることになる。全石狩市民に対して説明し、市民の意見を聞かなければならない。

2) 風力発電実施事業区域に「環境保全エリア」が堂々と含まれる計画をどう思いますか？

・全くおかしいです。石狩湾沿岸域がなぜ「環境保全エリア」になったのか、その理由をよく考えるべき。この案件は、環境影響が甚大であることから、少なくとも石狩市環境審議会に計り、専門家からの意見をきくべきです。東北地方で先行している一般海域洋上風力発電事業の状況を見ると、健康影響や景観、自然環境（海洋、陸上）、全てにおいて問題を孕んでおり、今回手挙げした石狩湾一般海域においても同様であり、即刻、取り下げるべきと考える。

（質問8）小型風力発電（1 0 0 0 kW 未満）については、石狩市では「ガイドライン」によって風力発電設備の設置及び運用の基準が定められています。しかし、経産省に受理された ID が転売されて、何度も同じ地番の説明会があることもある、突然、計画が持ち上がる事もあり、住民にはわかりにくいものになっています。FIT が転売ビジネスの温床になっていることについて、どう思いますか？

・大いに問題だと思います。買取価格が高めに設定されていたことが、金儲けの手段（道具）になってしまった原因。国もこのような事業者の動きを予想できなかったということか。認定失効制度の運用が始まっているが、抜け穴がないのか気になる。石狩市内で多く見られる 20kW 未満の小型風発は、小型といえども騒音の発生源であり、ブレード落下等の事故も発生している。立地自治体が事業者をきちんと把握できる仕組みが必要である。

質問は以上です。ご協力ありがとうございました。回答は5月6日（土）までに下記に返送いただけますようお願い申し上げます。なお、いただいた回答は、回答の有無を含め、石狩市長選挙投票の際の参考になるように「石狩湾岸の風力発電を考える石狩市民の会」のホームページ（<https://windturbine.lbcc-alumni.jp/index.shtml>）や SNS で公表しますのでよろしくお願ひいたします。

